

封 紘 木 簡 考

佐 藤 信

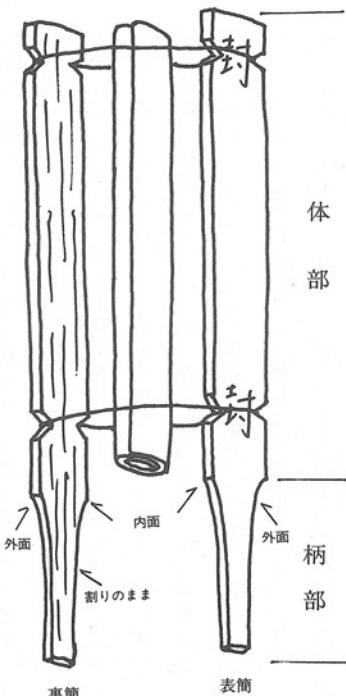
在を示すものであること、などであった。

本稿は、一九九四年九月一四日に新潟大学で開かれた木簡学会新潟特別研究集会で報告した「郡符木簡と封緘木簡」のうち、封緘木簡についての考察に補考を加え、まとめたものである。報告における封緘木簡についての主要な論旨は、下端を羽子板の柄状に整形する特徴的な形態をもつ封緘木簡を、古代に一般的に存在したものと認識するべきこと、その封緘木簡は二枚一組として用いられたこと、封緘木簡の造り方は一つの素材を整形し、それを一枚に割つて一セットで造られたこと、その際二枚に割つた割り面は調整を加えずに割りのままとしており、その粗面が接合すること、封緘木簡の用法として、紙の文書を直接挟んで封緘する機能が考えられること、二枚一組の封緘木簡のうち、「封」字や充所を書かない方の一枚は多く文字記載を欠くものの、木簡として扱うべきこと、そして封緘木簡の各地での出土が、古代の地方における紙の文書往来の広範な存

在を示すものであること、などであった。

報告以前、すでに羽子板状の柄を特徴とする封緘木簡の存在と、「封緘木簡」の用語については、平川南氏の指摘⁽²⁾があり、平川氏が示された文書箱を封緘するという封緘木簡の機能に関連して、私も、紙の文書を挟んで封緘する機能を指摘したことがある。⁽³⁾ 報告では、新潟県三島郡和島村（古代の越後国古志郡）の八幡林遺跡から出土した木簡（以下「八幡林木簡」と呼ぶ）中の封緘木簡の、実物調査によるその形態・製作技法・用法についての知見を中心に、それまで知られていた平城京跡出土の封緘木簡とを考え合わせた。その後、平城京跡出土の封緘木簡の実物を調査する機会を得、その知見も合わせて考察した結果が本稿である。

ところで、結論を先取りするようであるが、行論の都合上、封緘木簡の用法をめぐる各部位などの名称を、先に設定しておきたい（第1図参照）。長方形の材で羽子板状の柄をもつ形態の封緘木簡の使用法として、本稿では封緘木簡一枚一組で、紙の文書を挟んで封する機能を推定するが、まず紙の文書の上にくる方の封緘木簡を表



第1図 封緘木簡各部位の名称

簡、下側にくるもう一方を裏簡と称したい。表簡は外面（外側）に「封」字や充所・差出などを墨書き表書きし、裏簡外面には墨書きのないものが多い。表簡・裏簡の文書に接する側の内面は、表簡・裏簡とも製作の際に外面とは異なって面を平滑に調整せず、割りのままですることが多い。そしてこの内面にはほぼ墨書きはしない。また木簡上方の長方形の部分を体部、羽子板状の柄の部分を柄部としておく。体部には左右から切り欠きを施すことが多く、その位置に紐をかけて上から「封」字を書いたものである。切り欠きは一・三・三所施されるが、その位置は（体部）上端とか体部下端であることが多い。

なお、報告時には羽子板状の柄をもつ封緘木簡特有の形態に対し

て新しい木簡型式番号「例えば〇一六型式」を与えることを提唱したが、その後刊行された奈良国立文化財研究所『平城京木簡——長屋王家木簡』（一九九五年）において、新たに〇四一（切り欠きのないもの）・〇四三（切り欠きのあるもの）・〇四九（原形未詳のもの）などの関係型式番号が設定されており、本稿でもこの新型式番号に従いたい。

二 平城京の封緘木簡

平城京の左京三条二坊一・二・七・八坪を占める八世紀前期の邸宅跡の溝から出土した、和銅から靈龜年間にかけての三万五千余点の長屋王家木簡と、その邸宅の北に接する二条大路上の溝から出土した天平七・八年頃を中心とした七万四千点にのぼる二条大路木簡の中に、特徴ある形態をとる封緘木簡が含まれていた。⁽⁴⁾ 他の京内から出土した例も合わせて、これら宮都において用いられた封緘木簡の特徴とそこから知られる機能について、検討しよう。

(一) 長屋王家木簡・二条大路木簡の封緘木簡

まず、長屋王家木簡・二条大路木簡の中の封緘木簡を列挙して、その特徴をみるとこととする。

A 長屋王家木簡（長屋王家木簡四五四号）（口絵図版六一(2)

「封」 北宮進上 津税使

縦三〇〇ミリ×横一七ミリ×厚三ミリ ○四三型式

(他に、上欠で体部下端・柄部のみが現存し、Aと面的に接合する

文字記載なしの封緘木簡＝裏簡が存在する。(一三四) ×二八×一。

表簡・裏簡ともに接合する内面は、割りのままで未調整となつてゐる。)

B長屋王家木簡 (概報 (21)) (口絵図版六一(3))

北宮進上 「戈戈戈戈戈戈戈戈」
(追筆・天地逆)

三〇四×四三×一 ○四三

(一次的に習書に利用されている。反対面は割りのままで、記載面上端の左右切り欠き部に紐の痕跡が残る。)

C長屋王家木簡 (概報 (27)) (口絵図版六一(3))

「大大大大大大大大大大」

(一四〇)×(一八)×(一) ○四三

(一次的な習書が記されており、BとCは面的に接合する。Bは表

簡、Cは裏簡で、ともに調整を施した外面上に墨書があり、内面は割りのままで未調整としている。表簡・裏簡ともに、外面＝記載面上端の切り欠き部に紐の痕跡が残る。BとCの習書は同筆かと思われる。B・Cはもとは一体の封緘木簡だが、約九メートル離れた地区から出土している。)

D長屋王家木簡 (概報 (21)) (口絵図版六一(8))

封 案麻郡司進上 印 (一六〇)×三一×(一) ○四三

(これと面的に接合する文字記載なしの封緘木簡＝裏簡がある。

(一五六)×三一×三 ○四三。両者は一緒に出土した。接合する内

面はともに割りのままで、裏面はともに割りのままである。)

E長屋王家木簡 (同) (口絵図版六一(5))

案麻郡司進上 (一七一)×二八×(四) ○三九

F長屋王家木簡 (同) (口絵図版六一(5))

封 (印カ) (一七一)×二八×(三) ○三九

(EとFは一緒に出土したもの。Eは表簡、Fは裏簡で、ともに調整した外面上に墨書しており、内面は割りのままで面的に接合する。)

G長屋王家木簡 (同) (口絵図版六一(7))

封 (一三二)×二四×八 ○四三

(Gと面的に接合する文字記載なしの封緘木簡＝裏簡がある。二二一×二四×四 ○四三。両者の接合面はともに割りのままで、上端の

左右切り欠き部に粘着質の汚れが残る。)

H長屋王家木簡 (概報 (23))

封 封 (一七二)×二二×二 ○三一

(記載面は平滑に調整しているが反対面は割りのままである。)

I長屋王家木簡 (概報 (25)) (口絵図版六一(4))

(表) 封 封

「行 陀 可 隘 陀

杉 陀 天 地 陀 陀 隘 陀 隘 〔重ね書き〕

(裏)「九九九 寺寺寺寺寺駐駐」

(一五六)×三八×三 ○四三

(表は調整されているが、裏は割りのままとなっている。左右の切り欠きの位置に「封」字があり、文字中央に紐状の空白がみえる。
表裏ともに二次的に習書に利用されている。)

J長屋王家木簡(同)(口絵図版六一(6))

(表)封 案麻郡司進上 印

一一三三×三一〇×二一 ○四二一

(表は調整されている。裏は割りのままで記載は異筆か。)

K二条大路木簡(概報(24))

封 封 八五×一六×三 ○三一

(小型の○三一型式タイプの封緘木簡で、左右の切り欠きの位置に「封」字がある。「封」字の中央部には横に直線状に空白部分がみられ、紐がかけられた上に墨書したことを示す。以下の例も同様。)

L二条大路木簡(同)

封 封 一〇三×一七×三 ○三一

(記載の反対面は割りのまま。)

M二条大路木簡(同)

封 封 七三×一三×二一 ○三一

(記載の反対面は割りのまま。)

N二条大路木簡(同)(口絵図版六一(1))

封 五九五×四一×五 ○四三

O二条大路木簡(同)(口絵図版六一(1))

印 (三五〇)×四一×五 ○四三

(NとOは、面的に接合する表簡と裏簡だが、表簡・裏簡に分けるための割り込みがもともと柄部の上部までしか入っておらず、完全に二枚には分離していなかった。割れ目下端の弱い部分で折れて二片に分離したと考えられる。あるいは側面Y字状の形態のまま封緘に利用され、開封の際に一片に折られたと考えることもできる。Nの柄部は長く、一四八ミリを計る。)

P二条大路木簡(概報(29))

封 封 (九一)×二二一×四 ○三一

(裏面も調整している。下端欠損。)

Q二条大路木簡(同)

□「封カ」 □「封カ」

(記載の反対面は割りのまま。)

R二条大路木簡(同)

(一五一)×(一〇)×(一一) ○三九

(記載の反対面は割りのまま。)

S二条大路木簡(同)

(記載の反対面は割りのまま。)

(表)封先日符謹封

(裏) 野朝義義

我身在□

〔寿カ〕

(方形の厚手の板状の木簡で、封緘木簡の形態とは異なるが、「封」

の関連史料として掲げた。)

T 平城京左京三条二坊(六坪) 宮跡庭園(奈良市) 出土木簡⁽⁵⁾

封 (二五七)×(二三)×三 ○四三

(Tと次のUは長屋王家木簡・二条大路木簡とは別の調査で出土している。奈良時代後期の園池の下層にあった流路から出土した木簡。二か所に左右の切り欠きがあり、その部分に「封」字がある。この「封」字中央には紐状に空白部が残る。後次的に右辺を半截されている。)

U 二条大路北側溝(平城京左京二条二坊・二条大路、奈良市) 出土木簡⁽⁶⁾

封 (一五八)×三〇×四 ○三九

(平城京左京二条二坊十二坪東半に接する二条大路北側溝から出土した。下半を欠損するが、上端の左右切り欠き部に紐状空白の残る「封」字を記している。)

[参考] 藤原宮木簡(南面西門地区内濠SD五〇二) (第2図)⁽⁷⁾

(表) 封 印

一〇一×三七×八 ○三一

(藤原宮跡で出土したもので、封緘木簡やその機能が藤原京時代に

までさかのぼって存在したことをうかがわせる資料となる。裏面の

異筆は、内面ということからも充先ではなく、差出とする説があ

る。)

(二) 封緘木簡の特徴

以上みてきた平城京跡出土の封緘木簡の特徴をまとめよう。

まず出土遺跡・状況としては、宮都の出土であり、わずかながら他例もあつて長屋王家木簡や二条大路木簡だけに限らないことから、封緘木簡が宮都において特殊なものでなく一般的に利用され存在したことなどが知られよう。藤原宮木簡にも封緘木簡が存在したことは、封緘木簡やその機能が藤原京時代にまでさかのぼることを推測させるものである。

次に形態を整理すると、

長方形の材の上・下両端に左右から切り欠きを入れたもの

II ○三一型式。多く小型のタイプ。

長方形の材の下端の左右を削って羽子板の柄状に整形したもので、

体部の左右に切り欠きを二か所もつもの II ○四三型式。

体部の左右に切り欠きを二か所もつもの II ○四三型式。

上部は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの

II ○四九型式。

のようになる。長方形の材の上下両端に切り欠きをもつ形態（○三一型式）の多く小型のタイプは、貢進物荷札木簡に多くみられる形態ではあるが、切り欠き部に「封」「印」などの記載がある。「封」「印」字には木簡をくくった紐の位置に墨痕空白の帶がみられ、また同形の二枚が面的に接合して一枚一組で利用されたと推定できる例があることから、何らかの物品の封緘に用いられたことは間違いない、封緘木簡ととらえておきたい。このタイプは封緘木簡とは分けて「検封木簡」などととらえる方がよいかもしれないが、用法・左右の切り欠き・「封」字などの共通性があり、下部を欠損している場合に区別しにくいことも考えて、今のところ「封緘木簡」を幅広くとらえておいた方がよいと考える。一方、○四系型式（○四三・○四一・○四九型式）のタイプは、羽子板の柄状に整形した柄部という独特の形態をもつことが重要であり、形態に応じてその機能の特徴を端的に示しているといえよう。このタイプの例には、同形・同材で面的に接合する一枚でセットになるものがあり、一枚一组で利用されたことが推定できる。この一枚一組での利用と、接合面を未調整で割りのままとすることから考えると、○四系型式の封緘木簡が封緘する対象として、紙の文書を推定することができるところである。

法量は、大まかに次の三者に分類できよう。

大型：長さ五〇センチを越え、幅四センチ程度。

中型：長さ三〇センチ、幅三センチ程度。

小型：長さ七一・一〇センチ、幅一・五センチ程度。

この内とくに小型のものは、○三一型式をとっている。大型・中型のものは○四系型式をとることが多いが、その中ではとくに柄部の長さなどとの相関関係は認められない。切り欠きが二か所にある場合の切り欠き間の長さは、約一五センチ程になることが多い。

使用痕としては、体部上・下両端左右の切り欠き部に紐がかけられたことが、紐の圧痕や、切り欠き部に位置する「封」字中央部の帶状空白によって知られる。また、封緘木簡には空白部が多く、とくに裏簡には記載のないものが多いこと、また送られてきた封緘木簡がしばしば文書筆記の場に存在したからか、かなりの封緘木簡が二次的に習書に利用されていることも、大きな特徴となつていて。

封緘木簡の製作法としては、両面・四辺を調整したやや分厚い一枚の材を上端から割って（木目に沿う場合が多い）一枚におろすという手順が推定される。そして二枚の封緘木簡で挟む内側の割り面は、割りのままにして調整しないということが指摘できる。したがって、二枚の封緘木簡の挟み込む内面同志は、封緘を解いた後にピタリと接合することになるのである。この内面不調整による接合という関係は、「封」字とは別に封緘を確認・保証するシステムともなり得ると思われる。

次に記載型式としては、調整した表簡の外面に記載する点が挙げ

られる。裏簡の外面に記載する場合もあるが、表簡・裏簡の割りのままの内面には記載しない。なお、記載のない部分に「次的に」書が行なわれている例が多くみられる。書式としては、上から順に、「封」字（上端切り欠き部の位置に書く。文字中央を横切る紐状の空白部がみられる。ただし「封」の墨書のないものもある）・充所（省略する場合や、充所に脇付が付く場合もある）・差出（省略する場合や、差出の下にくる場合もある）・「進上」（省略する場合や、差出「メ」の例も。体部下端切り欠き部の位置。文字中央部を横切る紐状空白がみられる。省略する場合もある）といった記載が行なわれている。

なお、わずかながら裏簡外面の切り欠きの位置に「印」字の封を墨書するものもみられる。とくに小型のものの場合、充所・差出を省略する例が多い。法量から多くの記載ができないことが主な理由であるが、○四系型式でも省略する例があるのは、充所・差出両者が自明な時であろうか。

記載内容と機能については、まず、「封」「印」字が体部上端・下端の切り欠き部に位置し、文字中央部を横切る紐状の空白が残ることから、切り欠き部に紐をかけて結び、「封」「印」字墨書で封緘するという機能が復元できる。この封緘の対象としては、小型の○三一型式の場合は何らかの小型・薄手の物品等が考えられるが、羽子板状の柄をもつ○四系型式の場合は、二枚一組で作られ用いられたこと、二枚の内面は調整を加えず割りのままとしていること、紐な

どできつと緩じて用いられたこと、木簡の幅などの規模、表に「封」以外に充所・差出を記載しても物品名を記さないことなどから、紙の文書を直接挟んで封緘する機能をもつたと考えられる。二枚一組の封緘木簡によって紙の文書を挟み封じて、他読を許さないための手続き・書札礼が行なわれたことが推測できるのである。長方形の材の両端に切り欠きをもつ形態（○三一型式）の木簡状薄板二枚で、折りたたんだ紙の文書を直接挟んで緩じ、一方の板に表書を書く後世の事例が存在することも、この見方を傍証しよう。こうした機能は中国における「檢」の機能と似ているが、檢の場合、文書木簡の上にもう一枚同大の木簡（檢）を重ね、紐でしばり充所を上書するものである。なお、封緘木簡の機能として、紙の文書を納めた文書箱の上にのせて封緘するという用法も推測されている。⁽⁸⁾長屋王家木簡・二条大路木簡の封緘木簡とともに適合する大きさの文書箱（法量は長さ三一～三六センチ・幅四～八センチ）が数例伴出してのことからも、うなづける推測といえよう。ただ、文書箱上に封緘木簡をのせて紐をかけた様子を想像すると、柄の扱いなどに不安定な印象がぬぐえず、また文書箱上面にも墨書が可能であることも気になる。文書箱について史料から封緘の作法が知られるのは、飛駅の文書を納める飛駅函である。飛駅函は「長一尺一寸六分、広三寸、深二寸三分」という法量の木箱で（延喜式）木工寮式）、その封緘作法は、文書（勅符）を納めた函を糸で緘して松脂で封じたうえ、

上に「賜某国」「封」「飛駅」「月日時刻」等の文字を書き、さらに函を包む革囊の一端に付す短籍（木簡）に「賜某国飛駅函」「年月日時刻」、函の左側にも「副官符若干通」と書く。その後飛駅函と官符を革囊の中に納める、というあり方であつた（『儀式』飛駅儀）。

平安時代におけるもつとも重厚な手続き例といえるが、箱の場合直接墨書したり封ずることができるようががえる。しかし、封緘の作法には多様な段階があつてしかるべきであり、文書箱を封緘するという封緘木簡の用法をも考えておくべきであろう。

以上の推定が認められるならば、封緘木簡の出土は、紙に書かれた文書のやりとりの存在を示すということは重要である。他の木簡と違つて、紙の文書とともに利用されるという点が封緘木簡の大きな特徴であり、宮都においてそうした封緘木簡の作法が一般的に存在していたことが知られよう。宮都では貴族邸宅などを中心として紙の文書のやりとりがかなり広範に行なわれていた状況が推定できるのである。

三 地方官衙の封緘木簡

以上にみた平城京跡出土の封緘木簡、中でも羽子板状の柄をもつ特徴的な封緘木簡（○四系型式）が、実は各地の官衙遺跡からも出土している。特に八幡林遺跡出土の八幡林木簡中の封緘木簡（以下

八幡林封緘木簡と呼ぶ）は、一括して多数出土した例として注目される。ここではそれらを検討しながら、地方官衙出土の封緘木簡のあり方をさぐつてみたい。

a 山垣遺跡（兵庫県氷上郡春日町）出土木簡⁽¹¹⁾（第2図）

丹波国氷上郡

三六七×三五×七 ○四三

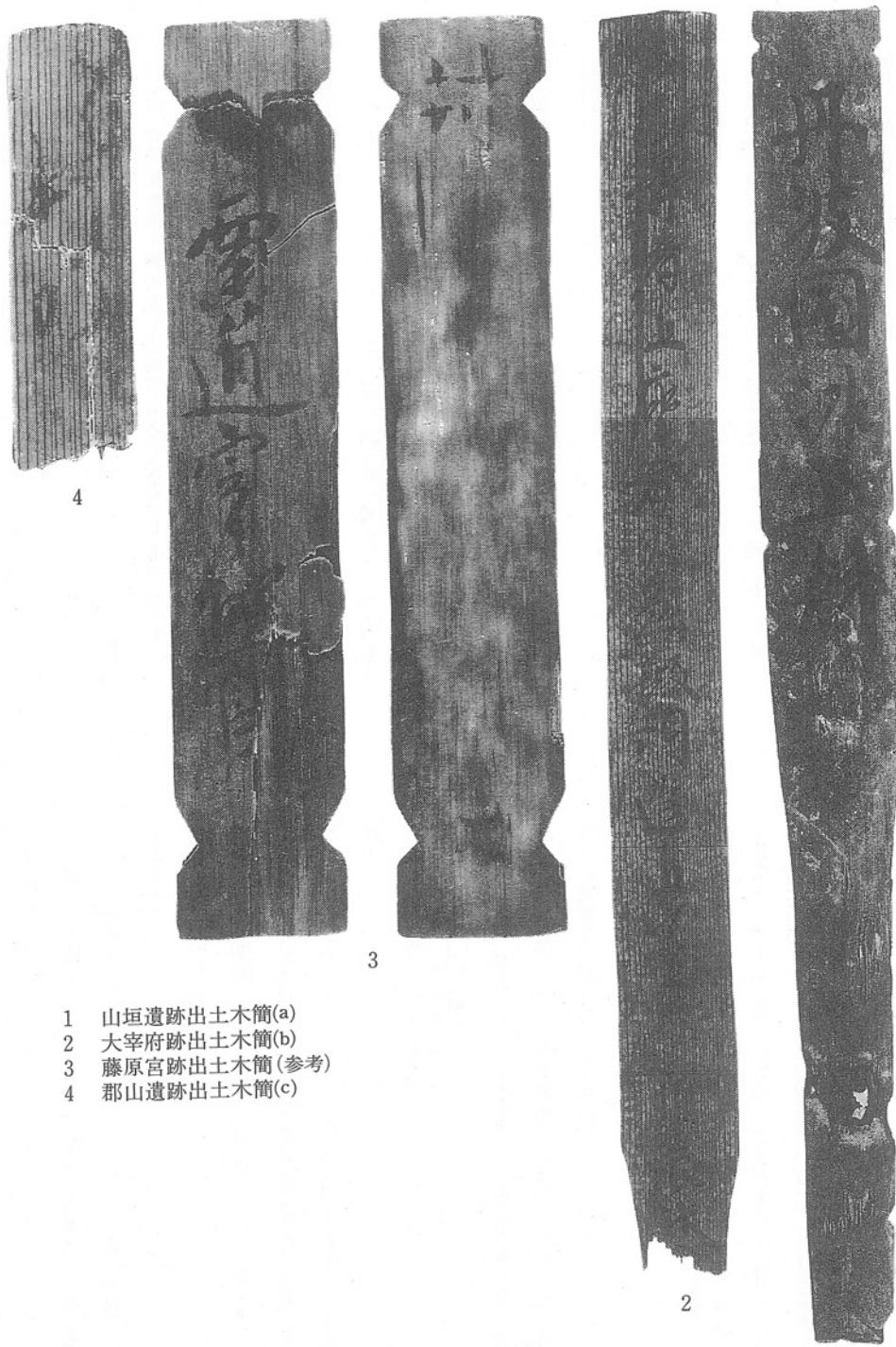
（山垣遺跡は古代の丹波国氷上郡春日里に位置する官衙遺跡であり、郡家の下部に位置する地方官衙と考えられる⁽¹²⁾。同時に春部里長等あての郡符木簡なども出土しており、八世紀初め頃のものと考えられる。この木簡の形態は比較的柄部が長く、左右の切り欠きが二か所にある。充所の記載が大ぶりに力づよく書かれていて、氷上郡充てに大事に封緘されたものかと思われる。郡充ての封緘木簡が郡家下部の官衙から出土している関係はなお未詳。）

b 大宰府跡（福岡県太宰府市）出土木簡（大宰府史跡出土木簡一七四号）⁽¹³⁾（第2図）

□ 尊者上座者火急殿門進上宜 須良状

（三四一）×三一×二 ○四一

（大宰府跡の政庁前面西側の不丁官衙地区の溝から出土した。伴出木簡から八世紀前半の年代が与えられる。目上の人物に対する至急の書状に用いた封緘木簡で、須良は「状」を差出した人名であろう。「火急に殿門に進上すべし」と日本語の語順に記している。左右の切り欠きがみられないが、上端の小文字のような墨痕「□」は封に



第2図 各地遺跡出土封緘木簡

かかわる記載の可能性がある。⁽¹⁴⁾

c 郡山遺跡（仙台市）出土木簡（第2図）⁽¹⁵⁾

封附 $(-○四) \times 二九 \times 二 \quad ○三九$

（「封」の字が木簡上端の左右の切り欠きの位置よりも下にズレているものの、左右の切り欠きと「封」字をもつ木簡。⁽¹⁶⁾ 下部は欠損。）

【参考】郡山遺跡（仙台市）出土木簡（写経用定木）

（表）
起

（裏）「波婆云婆塞云婆字字字字字」（異筆）

$(三一四) \times 一八 \times 三 \quad ○六五$

（郡山遺跡の寺院跡から出土した木簡で、一边のみに切り欠きが六か所あり、写経用に界線を引く時に用いる定木と考えられている。⁽¹⁷⁾ ここで参考として掲げたのは、下部を羽子板の柄状に整形しており、羽子板状の柄が封緘木簡に限らず存在したことを示したかったからである。）

d 八幡林木簡（和島村教育委員会「八幡林遺跡」和島村埋蔵文化財調査報告書第三集、一九九四年。三三二号）（第3図）

上大領殿門 $三八五 \times 三六 \times 六 \quad ○四三$

（体部の上・中・下三か所の左右に切り欠きがあり、紐をかけた痕跡が残る。柄部は短い。記載のある面は平滑に調整されているが、反対の記載のない面は調整せず割りのままの粗面となっている。）

e 八幡林木簡（同三四号）（第3図）

g 八幡林木簡（同三三二号）（第3図）

$\square \square \square \square \square \square$ [儀 祀 符 状 カ]

$(三三一〇) \times 三七 \times 三 \quad ○四一$

（gと面的に接合する文字記載のない同形封緘木簡がある（第3図）。gが表簡、もう一方が裏簡となるが、両者の接合する内面は互いに調整せず割りのままの粗面となっている。）

h 八幡林木簡（同四八号）（第3図）

\square 郡足足足足足足田田 $\square \square \square \square$

$(二九五) \times 三三三 \times 六 \quad ○四三$

（体部の上・下二か所に左右切り欠きがある。記載は二次的な習書であろう。記載面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。）

i 八幡林木簡（同五三号）

上郡殿門 $(二八一) \times (一一) \times 三 \quad ○四二$

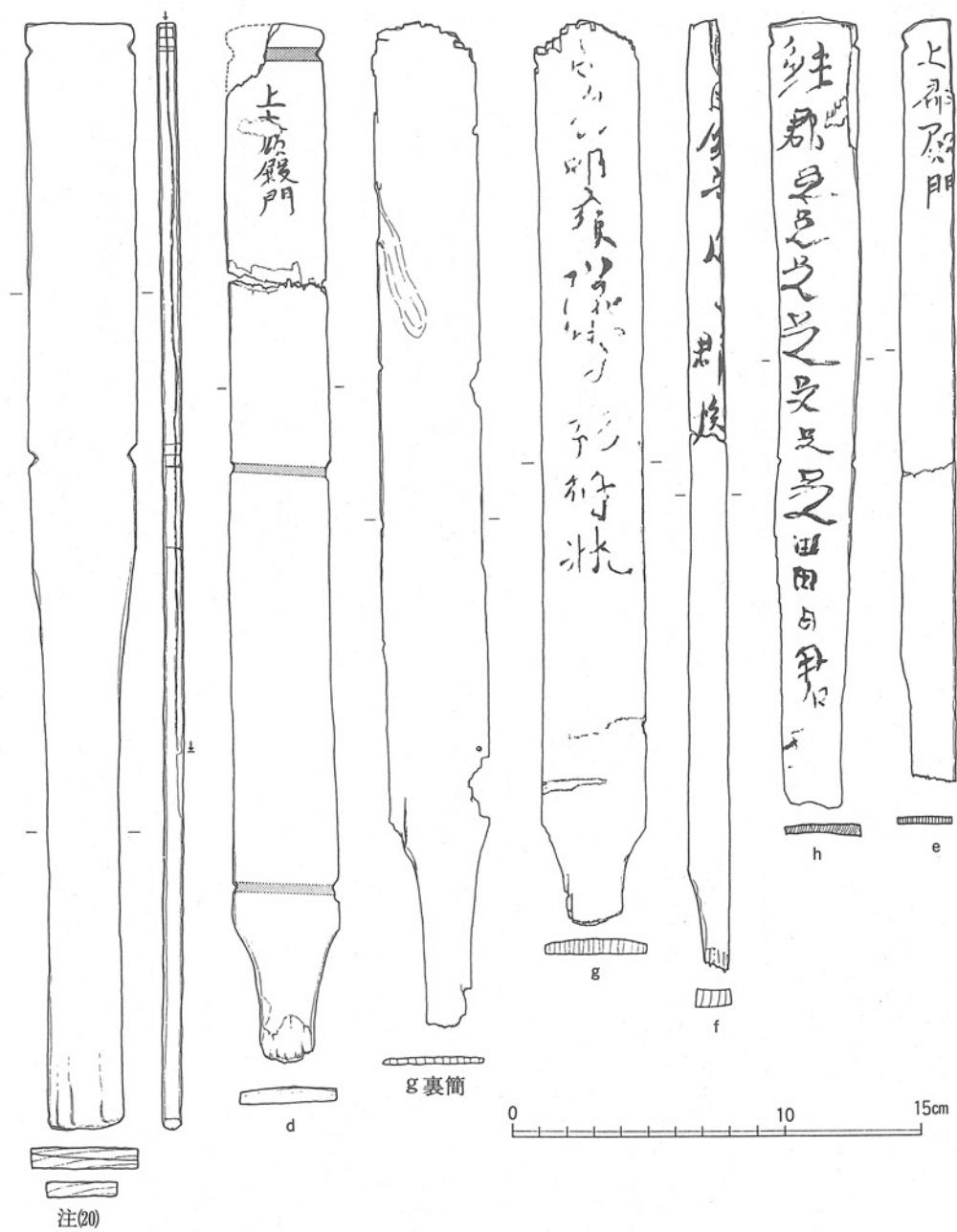
（上端に一か所左右の切り欠きがある。記載面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。右辺が半截されて廃棄されたものか。）

f 八幡林木簡（同五〇号）（第3図）

$\square \square \square \square \square$ 郡殿

$(三五三) \times (一四) \times 七 \quad ○四一$

（左右の切り欠きはみられない。記載面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。右辺が半截されて廃棄されたものか。）



第3図 八幡林遺跡出土封緘木簡

（判読できない記号風の墨痕が体部の上・下二か所の左右切り欠き部にみられ、封のための墨書の可能性がある。墨痕のある面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。）

八幡林遺跡は、古代越後国古志郡の有力交通路上に位置する、古志郡家と関連した地方官衙と考えられる。⁽¹⁸⁾ 出土した八幡林木簡の年代は、出土遺構によりつつ八世紀前半から九世紀にかけての幅をもつている。八幡林封緘木簡は、上記d-l-iの他にも墨痕のない封緘木簡が多く存在して総数二五点に及んでおり、八幡林木簡の大きな特徴となっている。以下、八幡林封緘木簡の特徴⁽¹⁹⁾をみるとよ。

まず出土遺構としては、H地区の八世紀中頃の溝(SD〇一・SD〇二)と、I地区の八世紀末～九世紀前半頃の一試掘坑・二五試掘坑の二か所に分かれている。両者の年代はズれており、両方合わせると八世紀中頃から九世紀前半頃にまで及ぶ時間帯の遺物ということになる。

次に八幡林封緘木簡の形態をみよう。材としては杉材が多く、板目材・柾目材ともにある（柾目がやや多い）。いずれも羽子板状の柄をもつタイプの木簡であることが特徴で、形態を整理すると、

①柄部の長いもの（体部と羽子板柄部の長さがほぼ同程度）
柄部の短いもの

左右の切り欠きが体部の上下二か所にあるもの

がみられる。大きさは、長さからおおむね大型・中型・小型の三タイプに分けられ、中では大型のものの柄部が短いという傾向が指摘できる。

完形の封緘木簡も出土しており、そのうち三組六点が割り面・木目が一致して面的にピタリと接合することが判明した。八幡林封緘木簡でも、表簡・裏簡の外面（文字記載面）は平滑に調整する一方、表簡・裏簡の内面は割りのままの粗面としており、その割り面の凹凸や木目が接合するのである。このことは、製作の際に厚手の一枚の素材を二片に割つて一枚一組で作ったことを示す。と同時に、出土状況も一枚セットになって出土していることが指摘され、使用の際も封緘木簡は一枚一組で利用されたことを意味している。なお、一点ながら文字記載のない封緘木簡で、上端から割り込んで一枚に分けようとする途中まで割りを止めているものが知られる（第3図）。横から見ると側面Y字型になる形態となっているのである。

これは、完形でそのまま封緘木簡として利用できるとも思われるが、また一方未完成品である可能性も否定できない。前者とすれば、側面Y字型の割り込みの間に文書などを挟んで封緘し、封緘を解く際に二片に折るというような利用法が考えられる。平城京出土の封緘

木簡の中にもそうした形で一片に分離したらしいものが認められる（上述N・O）。この場合、何らかの理由で未使用のままとなつたのだろうか。後者とすれば、この木簡に文字記載のないことと、未完成であることが結び付くことになる。しかしいずれの場合も、八幡林遺跡において封緘木簡の製作が行なわれたことを裏付けるものと考えられる。記載のない封緘木簡が多くみられることも、このことを傍証していよう。

記載形式・機能としては、充所を記載していること、二次的に習書が行なわれていることがまず指摘できる。とくに郡司・大領充てに脇付をして「上大領殿門」「上郡殿門」「□□□□□郡殿」などと記したものが目立ち、これは郡司・大領より下位の者から差し出された文書・書状に用いられたものと認められる。そうすると、郡司より下のレベルで封緘木簡の作法が弁えられており、郡内において紙の文書の往来がしばしば行なわれていた状況がうかがえることになるのである。

八幡林封緘木簡は、上述したように一枚一組で封緘木簡が製作され、二枚一組で利用されたことが推定できる。封緘木簡中、文字記載のあるものとないものが二枚セットになる例（g）があり、また記載のない封緘木簡で一枚一組となる例もある。紐で二枚をきつくるくるの使用法と、文字記載が充所であることなども合わせ考えると、一枚の封緘木簡で紙の文書を挟む使用法が推定できるのではないだ

ろうか。
こうした八幡林封緘木簡の製作法については田中靖氏の要を得た報告⁽²¹⁾があるが、若干の補足を加えながらまとめる、次のようになる。

①原材から、大きさを完成法量に合わせて短冊形の板（やや厚手）素材を割り取る。

②①のやや厚手の一枚の板材を羽子坂柄状の柄をもつ封緘木簡の形に整形、表・裏両面を平滑にし、上下左右の四辺を調整、左右からの切り欠きを体部の上端（・中央）・下端に入れる（上端はとくにこの段階で入れたもの多い）。

③②の厚手の一枚の材を薄手の二枚に割りさく。この段階で失敗した例もある。

④③でできた二枚セットの封緘木簡の頭部・左右切り欠き・羽子板状柄部をさらに調整する（この段階で下端のみ切り欠きを二枚別々に入れた例がある）。ただし、割り面は粗いままとし、

平滑に調整しない。

このようにみてくると、八幡林封緘木簡の製作法と平城京跡出土の封緘木簡の製作法とには確実に共通性が認められることが指摘できる。このことは、八世紀中頃の越後国の一地方官衙にみられる封緘木簡の製作法・用法が宮都における封緘木簡のそれと変わりなかつたことを示している。とくに郡司あてに進上された封緘木簡の存

在は、郡司よりも下位のレベルにおいてそうした封緘木簡の利用が行なわれていたこと、すなわち紙の文書のやりとりが広範に行なわれていたことを明示しているのである。

四 封緘木簡をめぐる課題

以上、宮都ばかりでなく地方官衙においても八世紀の段階から広範に封緘木簡が用いられていることは、封緘木簡が古代の木簡の一種形態として一般的な存在であったことを示している。そして木の特性を活かした機能をもつ木簡として注目されるばかりでなく、その存在が紙の文書との共存を示すという性格を持つことに大きな意義が認められる。封緘木簡の出土は、そこに紙の文書の往来が行なわれたことを意味しており、古代の律令制がもつた文書主義の普及・展開や、識字層の拡大などに関して提起する問題は、大きいといえよう。

地方社会における文書について考える時、すでに各地の遺跡から地方で書かれやりとりされた書状などとの狭義の文書木簡が出土しつつあることに気をつける必要がある。⁽²²⁾ 例を挙げれば、①西河原森ノ内遺跡（滋賀県野洲郡中主町）出土木簡は、七世紀後半にさかのぼる内容をもつ文書木簡が移動後廃棄されたものであり、②湯ノ部遺跡（滋賀県野洲郡中主町）出土木簡も七世紀後半の天武朝にさかのぼ

る上申文書の存在を示す内容と考えられている。⁽²⁴⁾ さらに東国の③小敷田遺跡（埼玉県行田市）出土木簡も、八世紀初頭頃において文書木簡風の書式をとっていた。⁽²⁵⁾ また、④平城宮跡下層から出土した木簡（平城宮木簡一九二六号）は、八世紀初頭の藤原京時代に、近江国

の里長が発行した過所木簡が実際に文書として機能したことを見ている。⁽²⁶⁾ さらに、地方出土の漆紙文書の中にも、⑤秋田城跡（秋田市）出土の漆紙文書のように、官人が出先の蚶形駅家（秋田県由利郡象潟町）から秋田城にあつた出羽介の国司館充てに送った書状そのものが、切封の封緘の礼式をも伝えながら出土しているのである。⁽²⁷⁾

これらの例からも、古代の地方社会において、早くから官衙を中心とした広がりの中で木簡や紙の文書がかなり広範にやりとりされていた状況がうかがえるが、紙の文書との共存を示す封緘木簡の存在は、さらにその事情を裏付ける資料となるものである。今後、各地で出土例が増大していくであろう封緘木簡は、古代の地方社会における紙の文書の存在意義について、それを書いた人々のあり様も含めて新しい展望をもたらしてくれるものと思われる。

最後に、封緘木簡をめぐつてなお検討が必要な課題について整理しておきたい。まず、封緘木簡の諸類型とその意味については、羽子板の柄状の柄がもつ意味については、紙の文書を挟む場合、文書に直接触れずに手で持ち捧げるという機能（『石山寺縁起絵巻』「二一紙」の中にY字形の木の枝の先に書状をくくつたらしい様子が描かれる）が考

えられるが、具体的な形態の検討の上に、柄のもつ機能をさらに考える必要があろう。このことは、使用法の具体的解明という課題ともつながっている。その面では、封緘木簡の使用法と古代の書札との関係を考えなくてはならない。封緘木簡の体部の長さや、切り欠き間の長さ（一五センチメートル程のことが多い）と、挟むべき紙の文書の折り方との関係を考えると、文書を豊紙として折つて挟む以外に、折紙として折つて挟むことを推定せざるを得ないし、さらに封緘木簡と直角に交わるように紙の文書を挟む用法なども想定されるかもしれない。紙の文書を送る時に、その封緘の仕方として、文書箱・封緘木簡・包紙・捺封・切封などの方法のうちどれをどのよう採用するのか、といった書札の具体像やその軽重を追求する必要があろう。そして、次の時代の封緘作法との関係——封緘木簡は次第に使われなくなつていったのか（紙の文書が貴重であった時代の産物なのか）、といった問題も課題である。また、紙の文書を挟む以外の封緘木簡の機能も忘れてはならない。○四系型式のタイプの封緘木簡にも文書箱を封緘するという用法が推測されるし、短い○三一型式のタイプで「封」字をもつ封緘木簡は、何らかの物品を封する機能も考えられる。こうした紙の文書以外の封緘のあり方の具体像は、なお不明確なまま残つてゐるといえよう。その他、二枚一組の封緘木簡のうち文字記載のない方の封緘木簡の扱いについて、これまでの通例では文字記載がないことから木簡ではなく

木製品（木簡状木製品）として分類されることになるが、やはり一組の封緘木簡と認めてもう一点の相棒とともに木簡として扱う必要があると考える。こうした諸点について、今後早急な検討が望まれることを期待したい。

これから出土例が増えるであろう封緘木簡の実物に即して機能を検討し、こうした課題を解いていくことによって、紙の文書との接点に位置する木簡としての封緘木簡の意義がさらに明かになつていくことを期待したい。

注

（1）報告の概要是、佐藤信「郡符木簡と封緘木簡」『古代越後と木簡』木簡学会新潟特別研究集会、一九九四年参照。なお、報告のうち郡符木簡については、すでに佐藤信「古代文字資料の現在」（『国語と国文学』七〇巻一一号、一九九三年）・「奈良時代の政治と民衆」（『新版古代の日本1 古代史総論』角川書店、一九九三年）で見通しを述べており、その後平川南「郡符木簡—古代地方行政論に向けて—」（『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年）なども発表されたので、ここでは封緘木簡について考察した。封緘木簡の実物の調査について、木簡学会・新潟大学・小林昌一氏、和島村教育委員会、同・田中靖氏、奈良国立文化財研究所、同平城宮跡発掘調査部史料調査室・館野和己氏・寺崎保広氏・渡辺見宏氏その他の方々に大変お世話になつた。また報告をまとめる過程では群馬県埋蔵文化財調査事業団・高島英之氏の示教を得た。厚く御礼申し上げる。なお木簡学会新潟特別研究集会の後、さらに平城宮出土の封緘木簡についての補考を加えて、長屋王家木簡検討会（奈良国立文化財研究所、一九九五年三月九

日)・あたらしい古代史の会(同年七月八日)で報告する機会を得た。その際に参加の方々から多くの示教を受けたことにも、深く謝意を表したい。

(2) 平川南「地方の木簡」「木簡—古代からのメッセージ」川崎市市民ミュー・ジアム、一九九〇年。

(3) 佐藤信「古代文字資料の現在」(注1)。同「奈良時代の政治と民衆」(注1)。なお、封緘木簡が文書を挟む機能をもつ可能性の指摘は、奈良国立文化財研究所「平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告」(一九八六年)にもみられる。

(4) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」(21) (22)

(24) (25) (27) (29)、一九八九~九四年(以下「概報」(21)のよう略記することがある)。同「平城京木簡—長屋王家木簡—」一九九五年。同編「平城京長屋王邸宅と木簡」、吉川弘文館、一九九一年。

(5) 奈良国立文化財研究所「平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告」一九八六年。なお、ここから出土した木簡は長屋王家木簡と一連の性格をもつと考えられており、本木簡も奈良国立文化財研究所「平城京木簡—長屋王家木簡—」に二四号木簡として報告されている。

(6) 西崎卓哉「奈良・平城京跡」「木簡研究」七号、一九八五年。

(7) 橋本義則「奈良・藤原宮跡」「木簡研究」一五号、一九九三年。

(8) 大庭脩「木簡」学生社、一九七九年。大庭脩「漢簡研究」同朋舎出版、一九九二年。

(9) 平川南注2論文。

(10) 和島村教育委員会「八幡林遺跡」和島村埋蔵文化財調査報告書第一集・第二集・第三集、一九九二年・一九九三年・一九九四年。小林昌二「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」「木簡研究」一四号、一九九二年。

(11) 兵庫県氷上郡春日町「山垣遺跡発掘調査報告書」一九九〇年。兵庫

県教育委員会「山垣遺跡」一九八四年。

(12) 佐藤信「奈良時代の政治と民衆」(注1)。

(13) 九州歴史資料館「大宰府史跡出土木簡概報」二、一九八五年。

(14) 沖森卓也・佐藤信「上代木簡資料集成」おうふう、一九九四年。

(15) 仙台市教育委員会「郡山遺跡II」、一九八二年。

(16) 平川南注2論文。

(17) 向日市教育委員会「長岡京木簡」、一九八四年。

(18) 和島村教育委員会「八幡林遺跡」和島村埋蔵文化財調査報告書第三集、一九九四年。

(19) 注18報告書。

(20) 注18報告書図版二四、二六五番。

(21) 田中靖「封緘木簡について」(『八幡林遺跡』和島村埋蔵文化財調査報告書第三集、一九九四年)。

(22) 佐藤信「古代文字資料の現在」(注1)。

(23) 滋賀県野洲郡中主町教育委員会「西河原森ノ内遺跡第一・二次発掘調査概要」、一九八七年。同「西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告書」、一九八七年。辻広志「滋賀・西河原遺跡」「木簡研究」一四号、一九九二年。同「滋賀・西河原森ノ内遺跡」「木簡研究」八号、一九八六年。稻岡耕一「國語の表記史と森ノ内遺跡木簡」「木簡研究」九号、一九八七年。山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」「木簡研究」一二号、一九九〇年。

(24) 濱修「滋賀・湯ノ部遺跡」「木簡研究」一四号、一九九二年。

(25) 鬼頭清明「小敷田遺跡」(『日本古代木簡選』、岩波書店、一九九〇年)。

(26) 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡」二、一九七五年。佐藤信「過所木簡」寸考」(『風俗』一六卷一号、一九七七年)。

(27) 秋田城を語る友の会「秋田城出土文字資料集II」一九九二年。